

令和3年11月

總 会 議 事 錄

萩市農業委員会

令和3年11月総会

萩市農業委員会総会議事録

11月16日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第74号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第75号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第77号 農用地利用集積計画の決定について
議案第78号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第79号 現況確認書の交付について

○出席委員(18名)

1番	金子哲也	2番	烏田茂夫
3番	大石博則	4番	松田由美子
5番	品川民雄	6番	田村廣
7番	守永正範	8番	藤田芳昭
9番	岡崎弘明	10番	原川久美子
11番	矢次利典	12番	横山喜一郎
13番	長富繁美	14番	原田知美
15番	中野恵子	16番	鈴川肇
17番	草野隆司	欠席	尾木武夫
19番	片岡兼雄		

○議事録署名委員

2番 烏田茂夫 17番 草野隆司

○議事

事務局長 ただいまから、令和3年11月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、18名の出席があり、萩市農業委

員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会長 開会のあいさつ

議長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、2番 烏田委員、17番 草野委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議長 議案第74号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第74号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

11月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約600m、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積596m²外8筆、合計で6,838m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は89,074.91m²です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請地の場所ですが、まず●●●の小中学校の近くに3筆ございます。ここが小中学校で、その前に県道●●●号が通っておりまして、申請地がこの3か所になります。こちら2筆が田んぼでこちら1筆が果樹園になっております。続きまして、●●●のそばの線路沿いに2筆ございます。そして、ここが●●●になりますが、そこからもう少し国道●●●号に近づいたあたりに2筆あります。そして残りの2筆は、●●●のあたりになります。ここに国道が通って

いまして、そこから●●●に行くのですが、ここに神社があって、申請地はこちらともう少し上に上がったところ。こちらに関しては今回取り下げがあった筆でございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢のため耕作が困難になり、後継者もいないことから、●●●さんに農地を売却したいと考えられ、譲受人の●●●さんは、経営規模の拡大を考えられていたため、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は11年です。年間農作業従事日数は、ご本人が300日、お父様が250日、お兄さんが250日となっております。

営農計画ですが、水稻や玉ねぎ、甘夏などの柑橘の栽培を行うとのことです。

農機具の保有状況ですがトラクター2台、管理機2台、草刈り機3台、田植え機1台、コンバイン1台、ダンパー1台、軽トラック3台を所有されているとのことです。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第17番 この件につきまして、今月8日に、現地を●●●推進委員さんと、事務局、そして●●●さん含めて現地を見させていただきました。誰の行いが良かったか悪かったかは別にして、とにかく降る、吹くで手元にあった資料が、金魚すくいのまくのようになるような状態で、現地を見させてもらいました。水田については、今まで耕作されておりましたので、よく手入れされておるところですが、●●●の畑については、耕作がしばらくされていなかったということで、荒れている状況にあります。木が生えている状況もあるのですが、●●●さん、柑橘畠の開墾ということを計画しておられます。数字をみてわかりますように約9町分の耕作面積を持っておられます。お父さんも含め3名で、大井で最も精力的にやっておられるところでございます。以上確認いたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

第1番 ちょっとといいですか。すみません。●●●の●●●が削除になつた理由を教えていただければと思います。

事務局長 これにつきましては、その農地の上に建物、小屋が建っておりまして、その小屋は今の所有者さんの先代、お父さんの代に建てられたということで、それはまた第三者の方が建てておられるのですが、そのあたりをどう調整するかというお話が出たのですが、その調整が整わなかつたので、この筆について今回は外させていただくということで、今の所有者さんと小屋を建てられた方と調整をした上で、もう一度申請をしていただくようお願いをしたところでございます。以上でございます。

議長 ●●●委員。よろしゅうござりますか。

第1番 はい。

議長 ほかにございませんか。

それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第75号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案75号第1項についてご説明します。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

10月26日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東へ5.5kmに位置する、●●●農業振興地域内の農用地区域外農地であり、過去に公共投資の対象となっておらず、第1種、第3種いずれの要件にも該当しない第2種農

地です。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積は163m²、外1筆で、合計面積は4,004m²です。

申請者は、●●●の農業者の●●●さんです。転用目的は、●●●さんは、これまで農業を専業で営んできましたが、高齢になってきたことで、経営規模の縮小を考えておられ、また、申請地は三方を山に囲まれており耕作条件も悪く、今後も作付けをしない予定であるため、植林による土地の有効活用を考えられ、スギ1,000本を植林される計画であり適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側と西側は山林、東側は水路を挟んで山林、南側は雑種地と田に隣接しておりますが、こちらの田は、現状は耕作放棄により雑木等が繁茂しており農地としての現況をとどめていないため、問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、●●●及び●●●にスギを1,000本植林される計画です。

用排水計画ですが、植林のため、雨水は自然流下で地下浸透及び農業用排水路に放流させ、汚水の発生はなく適当です。

被害防除計画は、こちらも、造成や整地は行わず、土砂の流出のおそれはなく適当です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第8番 この件につきましては、今事務局から説明のあったとおりです。10月26日に事務局2名、私と●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員の4名で現地確認をしております。これも今現地の説明があったとおりで、周囲は木がかなり大きくなっている、水田を植えるにしても半分以上は日陰の状態に今現在なっております。水稻の出来が悪くてということで、このたびスギを植えられて管理したいとい

うことになりました。

これとはちょっと違うのですが、●●●方面ですが、都会に出た人たちが木をほとんど伐採して山が完全になくなってきておる状態であります。こういう新たに管理が出来ない田にスギを植えて、それを育ててCO₂削減のために頑張っていくということは、すばらしいことだと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

今言われた●●●の伐採というのは何ヘクタールあるのですか。

第8番 ●●●がかなり入りまして、さっき言いましたが、都会に出た人たちが少しでも金にしようということで、木をみんなどんどん売って、はげ山の状態になりつつあります。だからすごいですよ。

議長 何ヘクタールくらいあるのですか。

第8番 それはちょっと、調べてではないですが、その水が全部●●●にいつて、●●●が水没する可能性が強いです。

議長 それは大変。かなり広範囲に伐採されているのですね。

第8番 1円でも金にしようということで、夏ぐらいから大きい重機で山に道を作つて伐採を機械でやつてるので、とんでもない、入られる状態ではありません。それが現状です。

議長 大変な現状の説明がありましたが、ほかにございますか。

●●●さん年齢は何歳ですか。

事務局 年齢は●●●歳です。

議長 はい。質疑がないようですので、それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第76号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第76第1項についてご説明します。議案は6ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

11月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北東1kmに位置し、第1種中高層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、周囲を宅地に囲まれた第3種農地です。

場所は、●●●や●●●があるところから東に入った住宅地になります。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畠、面積149m²です。

申請地と宅地部分の一体利用地を含めた全体面積は280.84m²です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

申請地は、所有者の●●●さんが、平成21年4月28日付で農地法第5条の許可を受けて、自己用住宅（木造瓦葺2階建・駐車場2台分）の建築を目的に購入された土地ですが、その後、当初の計画を実施できなくなり、現在まで駐車場として利用されていました。今回、転用者の●●●さんの要望を受け売り渡すことになり、計画変更承認申請と農地法第5条の許可申請を同時に行うものであります。

●●●さんの転用目的は、現在、●●●の賃貸住宅に住んでおりますが、今後のことを考え、●●●さんから申請地を買い受け、自己用住宅1棟を建築するものであり適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側と東側は宅地、西側は公衆用道路、南側は市道に接しており隣接農地はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、図面のとおり、建築面積111.49m²木造合金メッキ鋼板ぶき（ガリバリウム鋼板ぶき）平屋建ての自己用住宅1棟（建築面積111.49m²）を整備する計画です。建ぺい率は39.7%であり、個人住宅の建ぺい率基準の22%以上の要件を満たしております。

用排水計画ですが、雨水は、ためますを設けて、南側の市道の側溝に放流させ、汚水は公共下水道に接続するため適当です。

被害防除計画ですが、造成は行わず、整地のみ行うものであり土砂の流出等のおそれもなく適当です。

こちらが平面図でございまして、こちら間取り図になります。平屋建てということで、こういう高さのない住宅となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。●●●担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

（担当委員が挙手）

議長 はい、●●●委員お願いします。

第15番 この件につきまして、11月4日に、事務局の方2名と、●●●委員、●●●推進委員と私とで、現地確認に行きました、●●●の方の立会いのもと行いました。内容につきましては事務局からの説明があったとおりでございますが、平成28年4月28日にすでに農地転用の許可を受けられて、2年以内に自家用住宅を建てられる予定だったなんんですけども、資金繰り等いろいろな理由で10年経っておりますけども、計画通り実施できないということで、このたび●●●さんに売買されることになったようでございます。●●●さんにつきましては、同じように自家用住宅を建てられるということで、平屋の1棟を建てられるということで、事業計画書の変更申請が出されたものでございます。現地に行きましたら、駐車場として今まで利用されていたということですので、整地はしっかりとされた状況でしたけども、北側・東側は住宅が建っておりまし、南側・西側は共に道路ということで、問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
屋根はガリバリウムということですが。

事務局 はい。ガリバリウム鋼板です。業者さんは●●●です。

議長 ガリバリウムというやつは、鋼板の上にアルミメッキをしたもので、●●●の●●●、それから●●●の●●●がガリバリウムを使っています。だいたい寿命が30年持つということです。最近よく使われています。

議長 ほかに質疑はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 続いて、第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

11月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東へ850mに位置し、第1種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畠、面積3.57m²外1筆で、合計面積は213.57m²です。場所といたしましては、こちらに●●●がございまして、●●●という、飲食店の横でございます。

転用者は●●●の●●●さんで所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、宅地建物取引業の免許を持つ●●●さんが申請地を買い受け、用途地域内で1区画の宅地分譲を行うため土地の造成を行うものであります。

所有者の●●●さんは現在休耕中であり、将来的にも耕作の予定

がないため売買に応じることとなられました。

(スクリーンに分間図を表示)

続いて、隣接農地の関係ですが、北側と西側は市道、南側は宅地、東側は所有者の●●●さんの畠に接しておりますが、●●●さんより隣接農地承諾書が提出されており問題ありません。畠に入る道もこちらにございまして、申請地の方には北側と西側に垣根があるのですが、北側の垣根を一部撤去して宅地への進入路は、北側から入るかたちとなります。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、こちらの農地は、東側の●●●からこのたび分筆されたものであり、面積213.57m²の1区画の宅地造成となります。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、溜柵を設置し、北側の道路側溝へ流入させ、污水は、北側の公共下水道へ接続させるもので適當です。

被害防除計画ですが、造成は行わず、整地のみを行うものであります砂の流出等のおそれはなく適當です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第9番 この件につきまして、11月4日、●●●委員、●●●推進委員、私と事務局2名、●●●の方の立会いのもと、現地を確認いたしました。内容につきましては先ほど、事務局の説明のとおりです。●●●の隣の角地の土地となります。前側には●●●の間に浄化ポンプですかね、●●●のポンプ場がありますが、これが新しく近年出来た施設でございます。その斜め前になります。現状は、夏みかんが数本ある程度でございまして、3分の2が夏みかん畠で、あとは荒れている状態でございます。特にまわりに木がある状況でもなく、隣の畠もそんなに被害を受けるような状況でもないので、いいんじ

やないかと思っております。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。それでは第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

10月28日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南に2.3kmに位置する、●●●農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積973m²のうち180m²です。所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●の●●●さんです。

転用目的は、治山事業道重地区令和3年度予防治山工事を施工するにあたり、工事用車両を駐車するため、近接地で影響のない●●●さんの田を工事用車両駐車場（3台分）として整備するものであり、令和4年3月31日までの賃借権による一時転用です。

なお、事業完了後は、農地を田として原状回復する旨の誓約書が添付されており適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は公衆用道路及び里道をはさんで宅地、東側も里道を挟んで宅地、西側は道路、南側は所有者の●●●

さんの田に接しており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、こちらの配置図のとおり、工事用車両駐車場（3台分）を整備する計画です。

用排水計画は、雨水は自然流下で地下浸透させ、汚水の発生はなく適当です。

造成については、表土の剥ぎ取りを行ったのち、土砂で30cmの盛り土を行い整地されるため、土砂等の流出の恐れはなく適当です。

その他としましては、申請地は農用地区域内農地の一時転用であるため、市農政課から農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない旨の意見書が提出されており適当です。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第10番 この件につきまして、10月28日、●●●会長さん、事務局から2名、●●●推進委員さん、借受人の●●●さん、そして私の6名で現地の確認をしております。ただいま説明されたとおりでございまして、特にほかに説明をすることもないのですが、今言われたとおりで、●●●さんが県事業の砂防工事をされるということで、その近隣に作業用の駐車をするような場所がないということで、この土地を一時的な期間限定で一時転用ということで行われます。片側が道路と民家の間の土地になるのですが、特に今の時期何が植えてあるというわけでもなく、今日来る道中、見てきたのですが、草刈りはしてきましたが、特に何が植えてあるでもなく、期間限定ということで、期間がくれば元に戻されるということで、良いのではないかと思います。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。それでは第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第77号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第77号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回は12月1日更新分、新規設定分のうち、提出が間に合ったものを上程しております。

それではお手元にお配りしています利用権設定状況（令和3年12月1日）の資料をご覧ください。

まず、はじめに資料の訂正をお願いいたします。

うしろから4ページ目以降に●●●の更新分が6ページあるのですが、●●●のページ数が全て1になっております。申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。

12月1日に設定されるものは、新規が、件数18件、筆数28筆、田が45,434m²、畑が3,550m²で、面積の合計は48,984m²です。

更新が、件数221件、筆数466筆、田が616,807m²、畑が54,084m²、面積の合計は670,891m²です。新規と更新を合わせた面積が、719,875m²となります。

利用権設定の内容につきましては、3ページ以降に記載しております。

ます。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第77号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第77号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第78号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。第1項から第4項まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第78号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。議案は9ページです。

まず第1項ですが、さきほどの議案第74号の農地売買に関する解約となります。●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,128m²外1筆で、合計1,912m²です。賃借人は、●●●の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は●●●さんが購入される予定です。

次に第2項です。●●●、地目、登記・現況ともに田、面積2,621m²です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は●●●さんが自己管理されます。

続きまして、3項と4項は一括して説明させていただきます。

●●●、地目、登記・現況ともに田、面積2,659m²です。●●●を経由した、中間管理事業で、一連の解約となります。賃借人

は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。

解約後は、ほかの方に貸し出される予定です。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第78号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第79号「現況確認書の交付について」を議題に供します。
第1項から第5項まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第79号「現況確認書の交付について」の第1項について説明いたします。議案は11ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

11月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西930mに位置する、●●●、登記地目は畠、面積は350m²です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は、昭和45年に●●●と●●●に分筆され、●●●に居宅を建築した際に、申請地に木造セメント瓦葺き平屋建ての物置が建築され、昭和60年には居宅の一部分が申請地に増築され現在に至ります。

本調査によると、申請地は、木造瓦葺き平屋建ての住宅敷地の一部、木造セメント瓦葺き平屋建ての物置の敷地及び住宅庭園の敷地等として利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第2項について説明いたします。

11月4日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現

地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東920mに位置する、●●●、登記地目は畠、面積257m²外1筆で、合計面積は488m²です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地の●●●には、昭和30年に建てられた建物があり、●●●は建物の庭として利用されていましたが、現在は雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないということです。

本調査によると、●●●は、木造セメント瓦葺き平屋建ての住宅敷地として利用されており、●●●は雑木等が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

それでは、第3項について説明いたします。

11月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西4.6kmに位置する、●●●、登記地目は畠、面積60m²です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は長年、隣接地●●●の墓地への通路として利用されており、平成7年には弘法様のお堂の建て替えのため申請地内に石垣とお堂も建立され、その際、通路もコンクリート舗装されました。また、約60年前から桜の木も植えられており、その後、つつじも植栽され、農地として利用されておりませんでした。

本調査によると、申請地はコンクリート舗装された墓地への通路、お堂の敷地等として利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて、第4項を説明いたします。議案は12ページです。

10月29日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西1.8kmに位置する、●●●、登記地目は畠、面積455m²、外5筆、合計面積は4,937m²です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は、父親の死亡に伴い、平成30年に相続により取得しましたが、申請者の父親も相当以前より耕作放棄し

ており、畠として利用されていないということです。

本調査によると、申請地には雑木等が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

なお、本申請地は、令和2年度の利用状況調査結果により、令和3年3月31日付で農業委員会から非農地通知を行っている農地でございます。

(スクリーンに位置図を表示)

最後に、第5項を説明いたします。

10月28日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西3.8kmに位置する、●●●、登記地目は畠、面積171m²外4筆、合計面積236.75m²です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地の●●●、●●●、●●●は、昭和48年頃から建物敷地として利用されておりました。今から22年前に火災により建物が全焼し、一年後の平成12年に木造2階建ての居宅が建築され、平成19年に木造平屋建ての倉庫が建築され現在に至っております。

また、●●●及び●●●は、昭和の頃に水路としての工事を行い、以後、用悪水路として利用している状況です。

本調査によると、申請地の●●●、●●●、●●●には、木造2階建ての居宅及び木造平屋建ての倉庫が建っており、●●●及び●●●は用悪水路として利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。以上、5件報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は举手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案79号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時20分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和3年11月16日

萩市農業委員会会長 片岡義雄

委員 鳥居茂夫

委員 草野隆司